

2021年（令和3年）12月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

郷土づくり推進会議に関することに係る
コンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）11月16日付けで諮問（第1101号）された郷土づくり推進会議に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

郷土づくり推進会議は、地域の特性を生かした郷土愛あふれるまちづくりを推進するため、市民センター又は公民館の管轄する区域（以下「地区」という。）ごとに設置する会議体である。運営に関しては、地区ごとに運営要領を定め、公募委員と地域団体等から推薦された委員で活動している。

委員の任期は原則2年であり、令和4年度に向けて委員改選を行う必要がある。郷土づくり推進会議の従前からの課題として、公募委員の応募件数が少ないことがあり、応募者の裾野を広げるためにも、広報及び応募手段の充実が求められている。また、藤沢市市政運営の総合指針2024において、オンライン申請の充実などによる市民の利便性向上を図ること、とされていることから、令和4年度に向けた公募委員を募集するに当たっては、応募に係る市民の負担軽減及び利便

性向上を図るため、電子申請による受付を行うこととした。

電子申請による受付は、コンピュータ処理に該当することから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、事務の所管課は、各市民センター及び公民館であるが、郷土づくり推進会議の総括に関することは市民自治推進課が事務分掌上所管しており、また、公募委員の募集事務の流れは地区ごとに大きく異なるものではないことから、市民自治推進課が各地区の事務所管課を代表して諮問するものである。

(2) 対象手続

郷土づくり推進会議公募委員応募申請

(3) 電子申請・届出システムの利用

ア コンピュータ処理を行う必要性

インターネットによる申込みを受け付けることにより、郷土づくり推進会議公募委員への応募を24時間受付可能とし、市民の負担軽減及び利便性向上を図るものである。多くの情報を迅速かつ正確に処理する必要があるため、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ 電子申請・届出システムで取り扱う個人情報

(ア) 氏名及びふりがな

(イ) 電子メールアドレス

(ウ) 年齢

(エ) 住所

(オ) 地区在住年月（地区内在住者の場合）

(カ) 勤務先、学校、所属団体又は活動場所（地区外在住者の場合）

(キ) 電話番号

(ク) 職業等（次の5区分から選択）

a 会社員・自営業等で仕事をしている（パート、アルバイトを含む。）。

b 家事に専念している。

c 学生

d 無職

e その他（詳細を記入）

(ケ) 応募の動機

(コ) 活動可能日、時間帯

(サ) 活動可能内容

(シ) 地域活動や市民活動の主な経験、その他自己PR

(ス) これからの地域活動に対する意見

(セ) 郷土づくり推進会議の目的、活動に対する意見

- (ウ) 応募地区に対する意見
- (エ) その他ご意見（任意項目）

(4) システムの安全性

今回利用する電子申請・届出システムは、2015年（平成27年）3月12日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第718号で答申された神奈川県電子申請システムを利用する。

ア ネットワーク

利用者側が通信するインターネット側におけるセキュリティについては、F/W（ファイヤーウォール）等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防いでいる。

職員は地方公共団体専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用する。システムのアクセスに当たっては、F/Wによりセキュリティが確保され、LGWANについても、F/W等によるセキュリティ管理が行われている。

イ 施設要件

システムのインターネットデータセンター施設は、LGWAN-ASPの必要条件を満たしている。

ウ 管理基準システム

システム提供事業者は、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティガイドラインにより管理基準及び実施手順を定めている。

運用・保守業務については、サービスに関するルールやプロセス、体制等の改善によりサービスの品質を維持するための継続的な運営・管理手法として、SLM（サービスレベルマネジメント）の運用を行っている。

SLMについては、ISO9001品質マネジメントシステム（QMS）、ISO/IEC20000ITサービスマネジメントシステム（ITSMS）に適合するよう管理策を構築し、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ対策については、ISO/IEC27001情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、ISO/IEC27017クラウドサービスセキュリティに基づく体系的な管理策を構築している。

また、個人情報保護対策については、プライバシーマークの使用許諾事業者認定を受けている。

エ 契約方法

システムを運営する株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西と神奈川県が提供委託業務契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を締結し、システムを利用している。また、本市はシステムを運

営する同社と神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取扱いに関する協定を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督を行っている。

オ 本市の安全対策

(ア) システム利用者の制限

システムを使用する担当者を限定し、システムログイン時のID及びパスワードについても、担当者ごとに付与することにより、不正アクセスを防止する。

また、人事異動の都度、利用者登録する職員情報を見直すとともに、ID及びパスワード管理の徹底並びに定期更新に努めている。

(イ) 端末利用者の制限

システムを使用する端末は、端末起動時及びスクリーンロック解除時に生体認証による本人認証を行うことで、端末利用を制限している。

(ウ) 受信したデータ等の管理

電子申請の手続は所管課ごとに作成し、受付もそれぞれの所管課ごとに実施する。このため、所管以外の申込み内容を閲覧することはできない。

システムで受信したデータは、データ形式及び紙媒体で使用する。データは、前項で記載した端末からのみアクセス可能であり、所管課の所属者だけが閲覧できる各課のネットワークドライブ上で取り扱う。また、個人情報を含むファイルにはパスワードを施し、パスワードは事務担当者のみで共有する。

また、紙媒体は藤沢市行政文書取扱規程に従い保存する。

(5) 実施時期

2022年（令和4年）1月25日

(6) 添付文書

ア 公募委員募集に係る標準様式

(ア) 令和4年度郷土づくり推進会議公募委員募集及び選考要領

(イ) 郷土づくり推進会議公募委員応募用紙（令和4年度用）

イ 藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱

ウ 個人情報取扱事務届出書

(ア) 六会市民センター

(イ) 藤沢公民館

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のよう
に述べている。

インターネットによる申込みを受け付けることにより、郷土づく
り推進会議公募委員への応募を24時間受付可能とし、市民の負担軽
減及び利便性向上を図るものである。多くの情報を迅速かつ正確に処
理する必要があるため、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認め
られる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(4)のアからオまでに示す
安全対策は、次のとおりである。

- ア ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
ア
- イ データの安全性を高めるための措置
ア
- ウ 安全対策を確認できるようにするための措置
イ, ウ
- エ 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないよう
にするための措置
オ(ア), オ(ウ)
- オ システムの不正アクセスを防止するための措置
オ(ア), オ(イ)
- カ 実施機関が協定先の安全対策を確認できるようにするための措
置
エ
- キ 日常的な安全対策
オ(ア), オ(ウ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると
認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当で
あると認められる。

なお、個人情報取扱事務届出書第2面の記録の名称に郷土づくり推進
会議公募委員応募用紙の記載をし、条例第9条の規定に基づき、届け出
るべきである。

また、令和4年度郷土づくり推進会議公募委員募集結果について、手続ごとの応募件数を報告することを要望する。

以 上